保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令について（概要）

令和８年３月５日
厚生労働省

１．制度の概要

○　保険医療機関若しくは保険薬局又は保険医若しくは保険薬剤師は、健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）第70条第１項及び第72条第１項の規定により、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号。以下「療担規則」という。）及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号。以下「薬担規則」という。）の定めるところにより、療養の給付を担当しなければならないこととされている。

○　また、健保法第92条第１項及び第２項の規定等により、指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）に従うこととされている。

２．改正の内容

（１）　令和８年度診療報酬改定に併せ、療担規則を以下のとおり改正する。

①　保険医療機関が、特定の事業者等を利用するべき旨の指示等を行うことの対償として、金品その他財産上の利益を収受することを禁止する規定を新たに設ける。

②　バイオ後続品の使用促進に係る規定を追加する。

③　処方箋様式について、保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応欄に、「調剤する薬剤を減量した上で保険医療機関に情報提供」することも保険医療機関が指示できるよう見直す。また、リフィル処方箋の患者認知度を向上する観点からも、処方箋様式を見直す。

（２）　令和８年度診療報酬改定に併せ、薬担規則を以下のとおり改正する。

バイオ後続品の使用促進に係る規定を追加する。

（３）　令和８年度診療報酬改定に併せ、指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準を以下のとおり改正する。

①　指定訪問看護事業者に対し、「適正な手続きの確保」、「健康保険事業の健全な運営の確保」、「特定の主治の医師及び特定の事業者等への

誘導の禁止」及び「経済上の利益の提供による誘引の禁止」について義務付ける。

② 事故発生時等の安全管理の体制確保や訪問看護記録書等の記録の整備を義務付ける。

３．根拠条文

健康保険法第70条第１項及び第72条第１項（これらの規定を同法第85条第９項、第85条の２第５項、第86条第４項、第110条第７項及び第149条において準用する場合を含む。）並びに第92条第２項（第111条第３項及び第149条において準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第79条第１項

４．施行日等

公布日：令和８年３月５日（木）
施行日：令和８年６月１日（月）